

事業者提出用

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

事業者： ケアプランセンター大矢部接骨院

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年10月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (046-836-5682) (月～土曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 渡邊 秀子 / 管理責任者 渡邊 秀子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター大矢部接骨院
所在地	神奈川県横須賀市大矢部3-1-3
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 1471906253 号)
サービスを提供する 実施地域※	横須賀市全域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

※ (日曜・祝日・年末年始 12月30日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1,086 単位 要介護 3・4・5 1,411 単位

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2 544 単位 要介護3・4・5 704 単位

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護1・2 326 単位 要介護3・4・5 422 単位

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300 単位 退院・退所加算 (I)ロ 1回につき 600 単位

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 250 単位

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 200 単位

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 519 単位

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 421 単位

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 323 単位

特定事業所加算 (A) 1ヶ月につき 114 単位

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

当事業所における苦情の受付

●苦情受付担当者:管理者 渡邊 秀子

●受付時間:月曜日～土曜日 8:30～17:30

●苦情解決責任者:管理者 渡邊 秀子 ●連絡先:046-836-5682

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

所在地 横須賀市小川町11番地

電話番号 046-822-8253

FAX番号 046-827-8845

受付時間

年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日 8時30分から17時15分迄

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)

所在地 横浜市神奈川区青木町9-1

電話番号 045-453-6221(内線171・172)

受付時間 年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日 8時30分から17時15分迄

6. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行うことはいたしません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生の際は、直ちにご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。

8. 個人情報・秘密保持について

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報、秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等危険がある場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、利用者サービスを提供している他事業者との連絡調整等において必要最小限度とし、他に漏れることのないよう、細心の注意を払います。

9. 当法人の概要

名称	株式会社 ヴィクトリー
所在地・電話	神奈川県横須賀市大矢部3-1-3 代表取締役 大野 健男 電話 046-830-5770 FAX 046-830-5771
事業内容	居宅介護支援事業、通所介護事業、グループホーム事業、接骨院事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

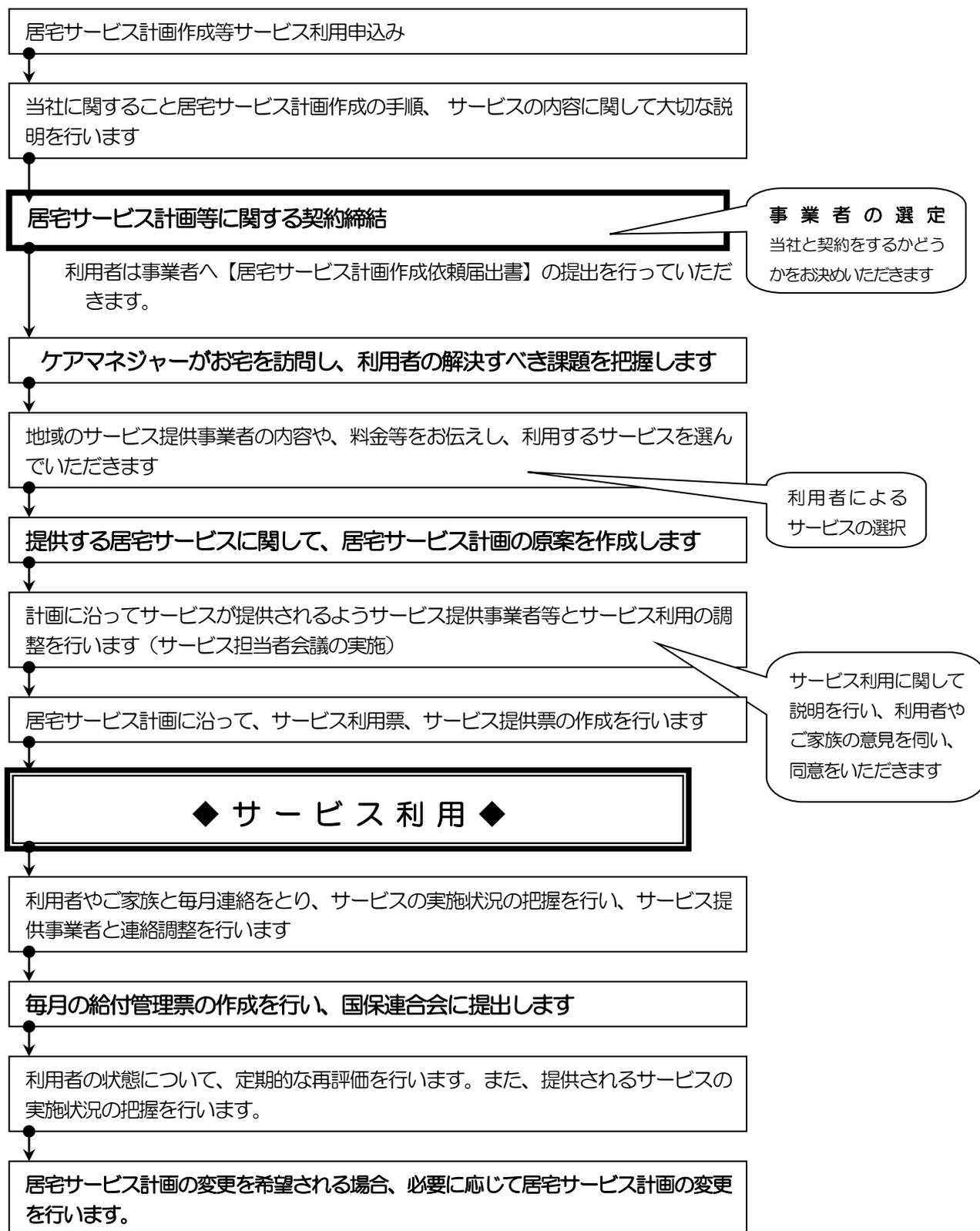
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とされないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 横須賀市大矢部3-1-3
名称 ケアプランセンター大矢部接骨院

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

代理人氏名 _____ ㊞

(利用者本人との続柄：)